

宮城県高齢者・障害者権利擁護連携協議会（サポネットみやぎ）

発足説明会及び地域包括支援センター職員等研修会

県市町村担当課  
地域包括支援センター

御中

仙台弁護士会  
会 長 岩 淵 健 彦  
宮城県社会福祉士会  
会 長 高 橋 達 男  
宮城県高齢者・障害者権利擁護連携協議会  
会 長 大 橋 洋 介 (弁護士)

宮城県高齢者・障害者権利擁護連携協議会（サポネットみやぎ）発足説明会及び地域包括支援センター職員等研修会の開催について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、仙台弁護士会と宮城県社会福祉士会により協議会（サポネットみやぎ）を設置し、地域包括支援センター等相談機関への後方支援、特に法律問題への相談支援を行うことになりました。

つきましては、下記のとおり説明会と研修会を開催いたしますのでご参加いただけますようご案内いたします。

記

日 時 平成27年12月8日（火）13時30分～16時（受付13時～）

場 所 仙台弁護士会館 4階大会議室  
仙台市青葉区一番町 2丁目9番18号 TEL (022)223-1001

内 容 1 活動の趣旨、内容等の説明  
2 講演 『福祉と司法の協働』～東松島市の実践から～  
弁護士 齋藤 智 様（齋藤智法律事務所）

対 象 県市町村担当者、地域包括支援センター職員 等

参加費 無料

（申し込み・問い合わせ）

サポネットみやぎ（宮城県社会福祉士会内）

〒981-0935 仙台市青葉区三条町10-19 PROP 三条館内

TEL 022-233-0296 FAX 022-393-6296

Email: mail@macsw.jp URL: http://www.macsw.jp/ 担当: 及川由佳

# 実施要領

仙台弁護士会と宮城県社会福祉士会は、高齢者・障害者の権利擁護を図るため、アクセス障害を解消し、当事者が抱える問題を総合的に解決することが可能となるように、連携して以下の事業を行うための協議会（通称サポネットみやぎ）を設置する。

## 1 地域担当弁護士・社会福祉士

- (1) 仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会は、高齢者・障害者の相談支援者への支援を目的として、弁護士、社会福祉士を各地域に配置し、相談支援者からの相談を受け付ける。
- (2) 地域割りは別紙のとおりとする。
- (3) 地域担当弁護士・社会福祉士は、原則として、各地域それぞれ2名とする
- (4) 地域担当弁護士の人選は仙台弁護士会が、地域担当社会福祉士の人選は宮城県社会福祉士会がそれぞれ行う。
- (5) 地域担当弁護士・社会福祉士の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- (6) 相談支援者からの相談を受け付けた場合、地域担当弁護士と地域担当社会福祉士は、共同して相談支援者に対する支援にあたる。
- (7) 地域担当弁護士・社会福祉士による支援は、①電話相談、②事務所への来所相談、③市町村への出張相談、④ケース会議等への出席、⑤個別事件の受任などによって適時適切に行うものとする。
- (8) 地域担当弁護士・社会福祉士による相談の対応、助言、ケース会議・事例検討会への出席等は、原則として地域担当弁護士・社会福祉士内で必要に応じて協議し、情報を共有し、互いの専門知識を活かしながら当該事案への対応を行うものとする。
- (9) 地域担当弁護士・社会福祉士は、担当事案に関する情報を、権利擁護担当弁護士・社会福祉士や他の地域の担当弁護士・社会福祉士と共有する。

## 2 権利擁護担当弁護士・社会福祉士

- (1) 仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会は、地域担当弁護士・社会福祉士のバックアップ等を目的として、権利擁護担当弁護士・社会福祉士を選任する。
- (2) 権利擁護担当弁護士・社会福祉士は、それぞれ10名程度とする。
- (3) 権利擁護担当弁護士の人選は仙台弁護士会が、権利擁護担当社会福祉士の人選は宮城県社会福祉士会がそれぞれ行う。
- (4) 権利擁護担当弁護士・社会福祉士は、チームを構成し、地域担当弁護士・社会福祉士の活動の支援、広報、研修会の開催等の活動を行う。

## 3 経費

上記の活動に関し、弁護士に支払う日当等は仙台弁護士会が、社会福祉士に支払う日当等は宮城県社会福祉士会がそれぞれ支払うものとする。

以上

- 1 仙台市青葉区
- 2 仙台市宮城野区
- 3 仙台市若林区
- 4 仙台市太白区
- 5 仙台市泉区
- 6 仙南地域（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）
- 7 仙台周辺南地域（名取市、岩沼市、亘理町、山元町）
- 8 仙台周辺北地域（大和町、大郷町、富谷町、大衡村）
- 9 仙塩地域（塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）
- 10 大崎地域（大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）
- 11 栗原地域（栗原市）
- 12 登米地域（登米市）
- 13 石巻地域（石巻市、東松島市、女川町）
- 14 気仙沼地域（気仙沼市、南三陸町）

平成27年12月8日

齋藤智法律事務所 弁護士 齋藤 智

## 1 はじめに

- ・地域住民が抱える苦勞の一助となることを目指して。
- ・苦勞を抱えた住民とどのようにすれば関われるか。

弁護士事務所を「自分で探し、自力で事務所までくる」ということまでできない住民に対し、どのようにアクセスすればよいか。→普段、そのような住民と接している社協、包括、暮らし安心サポートセンター等の職員の方達を対象にして、弁護士として、法的側面から、間接的に支援する。また、苦勞を抱えた住民の代理人となって直接支援する。

- ## 2 社協の職員の方達等の相談にのる例→メリット：法的観点から事例を検討することができる。弁護士の知的資源も利用できる。

### 事例1

知的障害ボーダー家族の権利擁護

課題) ①支援対象者の親族による財産の浪費をどのようにして止めるか。②浪費を止めたとして、支援対象者は、今後、どのように生活すればよいか(住まい、お金の問題)。

→①は成年後見申立により浪費している親族と支援対象者を切り離す。但、申立人を探す苦勞はある(法テラスによる代理援助や申立に必要な書類についても説明)。また、浪費された財産の回収は、浪費の証拠次第だが、立証が難しい場合もあることを説明。

②高齢者、障害者の住まいと資金繰りについては、社会福祉士が中心となり、段取りを整えていた。

### 事例2

どのようにして市長申立による成年後見の枠組みに乗せるか。

課題) 老人福祉法による場合65歳以上の者である必要がある(同法32条)。また、知的障害者福祉法による場合は、「知的障害者」にあたる必要がある(同法28条)。また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による場合は、「精神障害者」にあたる必要がある(同法51条の11の2)。支援対象者は、どの条文に該当する可能性があるかを検討する必要がある。

→支援対象者の現在の状況を聞き取り、該当する条文を判断し、市長申立による場合の方針を決めた。また、その他の要件についても、事情を確認した。

### 事例3

支援対象者の財産を調べる方法は何があるか。

→預貯金の有無は通帳，カード，本人宛の郵送物から，口座を保有している可能性のある銀行に目星をつける方法がある旨，また，不動産は名寄台帳，固定資産税の割賦等からわかる方法がある旨を説明。

### 事例4

社協等が財産管理を行うことの可否（まもり一ぶを参考にして）。

→社協が作成した財産管理契約書案について，問題点や法的リスクについて検討，説明。

### 事例5

自殺念慮がある支援対象者がおり，自殺念慮の原因が借金と金銭管理能力が不十分であることにあったことがわかっていた。当時，資力もなく，ガスも止められていた。過去に破産経験があるが，それでも金銭管理能力は備わらなかった。闇金により勤務先，親族，子の友人らに嫌がらせ行為が続いていた。一方，子の進学の時期も間近に迫っており，入学資金も必要だった。後に，暴力団関係者とみられる者による過大請求の問題もあった。さらに，退職，給料の未払い等の問題もあった。

課題) ①債務整理の方針をどうするか，②闇金への対処，③暴力団関係者による過大請求への対処，④子の進学費用をどうねん出するか，⑤今後，本人に金銭管理能力をどのように備えさせるか，⑥本人，家族の就労の問題，⑦家族も含めた再生のありかたの検討。

→①については，様々な事情からまず破産申立を検討。しかし，途中で就労により債務整理に変更となる。この過程で，ガス・水道を支払い，ガス・水道を止められる事態は免れる。②③は弁護士が対応し，請求を排除。④は弁護士が代理人となり未払い賃金を回収し，奨学金も利用して対処。⑤は，ハローワーク，社協職員等の援助により実現。⑥は，本人，家族，社協職員，弁護士等関係者間で模索しており，関係者が長期的に支援していくことで方針は一致しており，現在は，以前よりも自殺念慮の度合いは低くなっているように思える。

### 事例6

高齢者の離婚に伴う生活環境の変化への対処

課題) ①本件で離婚が認められるのか，②離婚した場合，どのような財産給付があるのか，③住まいと収入の問題。

→①は一般的な離婚原因と本件の整合性を説明，②は財産分与，慰謝料等も説明。③は①②次第でプランニングが変わってくることから，弁護士，社福士と一緒に，今後のシミュレーションを行った。

### 3 当事者の代理人として関わる例

類型1 成年後見人等の申立代理援助

類型2 債務整理（破産申立，民事再生申立，任意整理）等の代理人

※闇金対応もこれに含まれる

類型3 支援対象者がもつ金銭債権を代理人として実現する。

例，消費者被害，未払い賃金請求。

・代金については法律扶助（法テラス）の利用も検討

### 4 福祉関係者と弁護士が協力して事案を進めていく例

・支援対象者が，障害等の理由から，必要な書類を集められない。

→社協，暮らし安心サポートセンター，市の福祉課の職員の協力により，書類を集めてもらう。

・支援対象者と弁護士の間に入ってもらい，信頼関係の醸成に協力してもらう。

### 5 今後の課題

・生きている過程で体験する様々な苦勞，悩み，生きづらさと，その都度，向き合いながら，最後まで人生を生き切ることができる地域を目指して。→支えられる側も，支える側も，一人一人が苦勞の主人公。

・就労支援→地域の中で，「働くことをサポートしている人達」にはどのような人達がいるか，どのようなことが得意かの情報を共有し，互いに連携すること。

・働けない人の生活支援→住まい，お金のやりくりの仕組み（生活保護，年金の利用等）を整えるために，知識のある人が知恵を出して支援する。

・引きこもりの問題→背景にあるいじめ，障害等の問題。子供を安心させる体制作り。学校の教師との連携もありうる。

・他，就労は就労先の企業が強くなければ，雇うことはできない。企業を強くすること，自分達で起業することの両方を検討する必要がある。経営者の知恵はもちろん，会計士，税理士，社労士，銀行員等他業種専門家の知恵を借りる必要がある。

・精神障害の当事者から学んだこと（べてるの家）。

→「苦勞，悩みがあることが順調な証」「弱さは，人と人がつながり，その場が元気になるための心の栄養素。弱さの情報公開が大切」。→地域の社会資源（専門家，各団体等）の連携が必要。

以上